

学校敷地内への車両の乗り入れについて

市川市立南行徳中学校

市川市では平成18年度より、児童生徒の安全確保と校内環境の適正化を図るため、市内公立学校の全校で学校敷地内駐車を原則禁止としております。やむを得ず学校敷地内へ車を乗り入れる場合には下記のとおりルールをご理解の上、手続きをお願いいたします。

記

- 1 学校敷地内への保護者の車両の乗り入れは原則禁止といたします。
- 2 やむを得ず車両を学校敷地内に乗り入れる場合は、事前に校長の許可を得ることといたします。理由や乗り入れ時間等を、担任を通じて申し出てください。
- 3 特別な理由により、恒常的、定期的に車両を乗り入れる必要のある場合はご相談ください。許可した際には「許可証」を発行いたします。
- 4 乗り入れの際には、次の事項を遵守してください。
 - (1) 児童生徒の登下校時間は乗入れない。
 - (2) 指定された出入口・ルート・駐車スペースを守ること。
 - (3) 門扉はその都度必ず閉めること。
- 5 万一、学校敷地内で事故が発生した場合には、原則自己責任での対応となります。